

奈良県告示第百七十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があつた。

平成二十八年八月十六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成二十八年七月二十九日現在の地番による。）
葛城市疋田五五番一の一部
- 二 申請者氏名 高栄ハウジング有限会社 代表取締役 溝口栄一
- 三 申請者住所 橿原市中曾司町六一番地の一三
- 四 道路の幅員 六・〇メートルから八・〇メートル
- 五 道路の延長 二五・七七メートル
- 六 指定年月日 平成二十八年八月二日
- 七 指定番号 高土第二七〇八号